

子育ても、働きやすさも、暮らしやすさも 令和8年度 北竜町の支援制度

事業名	対象者	助成内容	お問い合わせ先	電話番号
結婚祝金	町内に1年以上住所を有しており、結婚後も町内に定住されるご夫婦	1組5万円を贈呈します。	こども・暮らし 応援課 こども未来・ 福祉係	34 - 7030
結婚新生活 支援事業	当該年3月1日から翌年3月31日までに新規に婚姻した39才以下の世帯（世帯所得が500万円未満の世帯に限る）	婚姻に伴う北竜町内への住宅取得費用又は住宅賃借費用と引越費用を助成します（住宅費と引越費用を合わせて上限30万円まで助成）。	まち未来戦略課 まちづくり・ 情報推進係	34 - 7029
不妊治療費 助成事業	次のすべての要件にあてはまるご夫婦 ・婚姻関係（事実婚を含む）にあり、夫婦のどちらかが北竜町に住所がある方 ・公的健康保険に加入している方	保険適応となる不妊治療費の本人負担額を全額助成します。 また保険適応外の不妊治療費の本人負担額については、一年度につき15万円を上限に助成します。		
妊産婦健康診査 交通費支援事業	北竜町に住所を有する妊産婦	妊産婦健診の受診にかかる交通費の助成として、健診1回につき2,000円を受けた健診回数分交付します（妊婦健診は最大14回、産婦健診は最大2回まで）。	こども・暮らし 応援課	34 - 7031
妊産婦健康診査費 助成	北竜町に住所を有する妊産婦	妊婦：一般健康診査費、超音波検査費を最大各14回分助成します。また妊娠判定に係る産科医療機関等の受診費用（治療・投薬を除く）を全額助成します（上限1万円）。 産婦：産後の健康診査費を2回まで助成します。	健康推進係	
妊婦歯科健診費 助成	北竜町に住所を有する妊婦	北竜町立歯科診療所において、歯科健診1回分の費用を全額助成します。		
安心出産サポート 119	町内在住の妊婦、または里帰り出産のため一時的に町内に滞在中の妊婦	あらかじめ出産予定日や医療機関等の情報を登録しておくことで、救急搬送が必要となった時にスムーズにかかりつけ医に搬送します。		
出産祝金	父親及び母親が1年以上町内に住所を有しており、出産児を6ヵ月以上養育している方	出産児1人につき20万円を贈呈します。	こども・暮らし 応援課 こども未来・ 福祉係	34 - 7030
新生児期健診・ 聴覚検査費用 助成事業	概ね生後1ヶ月までの乳児	新生児期に受けた健診費用と聴覚検査費用を全額助成します。	こども・暮らし 応援課 健康推進係	

令和8年度 北竜町の支援制度

事業名	対象者	助成内容	お問い合わせ先	電話番号
乳幼児 栄養強化食品	町内に住所を有している生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税均等割のみの世帯の乳幼児	該当世帯の乳幼児に必要な量の粉ミルクを現物支給します（乳幼児1人につき、ひと月あたりミルク大缶3缶を上限とする）。	こども・暮らし 応援課 健康推進係	34 - 7031
産後ケア・ 育児サポート事業	0～2歳の乳幼児と保護者（深川市立病院以外の産後ケア施設利用料助成は産後1年未満の産婦、乳児に限る）	深川市立病院での母乳外来「にここ」利用料、助産師の訪問支援費用（保健師が同行します）を全額助成します。 また深川市立病院以外の産後ケア施設（通所型、宿泊型）を利用した場合、利用料の9割を助成します（上限あり）。		
乳幼児等医療費 助成	町内に住所を有する0歳～高校3年生まで（満18歳に達する年度末まで）	医療費の一部負担金を全額助成します。	こども・暮らし 応援課 医療・介護保険係	34 - 7030
子育て世帯 町外通勤者 助成事業	高校生までの子どもを扶養する子育て世帯の世帯主などの保護者のうち、勤務地が町外である者	通勤するために要する経費の一部を助成します（通勤距離により助成額が異なり、商品券にて交付）。	まち未来戦略課 まちづくり・ 情報推進係	34 - 7029
幼児歯科健診・ フッ素塗布事業	1歳～就学前	北竜町立歯科診療所において、フッ素塗布、歯科健診費を年度内2回分全額助成します。	こども・暮らし 応援課 健康推進係	34 - 7031
保育料減免措置	町内に住所を有し、やわら保育園に通園している保育児童	令和8年度の月額基本保育料を無料にします。	こども・暮らし 応援課 こども未来・ 福祉係	34 - 7030
入学祝金事業	小学校入学児童	1人につき50,000円の入学祝金を交付。	教育委員会 教育課学務係	34 - 2553
学童保育料減免	学童保育元気っ子クラブに通園する児童	8月（夏休み）、12～1月（冬休み）期間中の学童保育料を減額します。	こども・暮らし 応援課 こども未来・ 福祉係	34 - 7030
任意予防接種費 助成	各予防接種の該当年齢者	インフルエンザ予防接種（高校生以下無料）、おたふくかぜ、妊娠を希望する夫婦等の風しん予防接種費を助成します。	こども・暮らし 応援課 健康推進係	34 - 7031
各種検定助成事業	町内の全小中児童生徒	漢字検定と英語検定を500円の自己負担で受験できるよう助成します。	教育委員会 教育課学務係	34 - 2553
修学旅行費助成	北竜町内の小中学校の修学旅行に参加する児童生徒	小学生：保護者負担を1万円とし、それ以外を助成する 中学生：4万円（関東）※行き先が沖縄県内の場合は保護者負担を5万円とし、それ以外を助成する。		

令和8年度 北竜町の支援制度

事業名	対象者	助成内容	お問い合わせ先	電話番号
学校給食費助成	北竜町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者	小中学校の給食費を全額助成します。	教育委員会 教育課学務係	34 - 2553
公設学習塾（英語）	町内の小学5・6年生と全中学生	児童生徒の学習意欲向上を目的に公設学習塾（英語）を開設します。受講料は無料です（※教材費1,500円の利用者負担あり）。		
フッ化物洗口事業	町内の全小中児童生徒	希望者へフッ化物洗口を無料実施。		
中体連等参加助成金事業	北竜中学校生徒の保護者	中体連主催の全国・全道大会及び吹奏楽連盟主催の全国・全道コンクールに出場する生徒に対し費用（交通費、宿泊費等）を助成します。		
中学生部活動送迎支援事業	北竜中学校生徒	町外への部活動送迎（行きのみ）。※長期休業中は行き帰り送迎。		
中学生短期語学留学助成事業	中学2年生修了時までに英検3級以上もしくは、TOEIC400点以上を取得した中学生	英語使用圏の国での語学レッスンおよび市内見学短期留学費用を助成します（夏季休業中の約10日間）。		
青春エール助成金（高等学校通学等助成）	町内に住所を有する高校生等を持つ保護者	通学費、下宿費等の1/2を助成します（上限月額10千円）。	まち未来戦略課 まちづくり・ 情報推進係	34 - 7029
奨学資金貸付事業	学資の支払いが経済的な理由により困難な家庭で成績優秀な生徒	高校生：2万円／月 短大生／専門学校：3万円／月 大学生：3.5万円／月 を無利子で貸し付けます。	教育委員会 教育課学務係	34 - 2553
ひとり親家庭等医療費助成事業	町内に住所を有するひとり親家庭	ひとり親家庭の児童が入院／通院したとき、母親又は父親が入院した時にかかる一部負担金を一部助成します。	こども・くらし 応援課 医療・介護保険係	34 - 7030
町外勤務者移住助成事業	町内企業等にすでに就労している町外在住者、または、新たに就労予定の町外在住者で町外から転入してきた方	引っ越し費用を助成します（高校生までの子どもを扶養する子育て世帯10万円、婚姻後3年未満の新婚世帯5万円を商品券にて交付）。	まち未来戦略課 まちづくり・ 情報推進係	34 - 7029
介護福祉士資格取得支援助成金交付事業	介護福祉士の資格を取得し町内介護サービス事業所で介護サービスに従事する方	資格取得に係る受講料、試験に係る受験手数料、登録手数料。	北竜町特別養護 老人ホーム 永楽園	34 - 2050
持ち家取得奨励事業	北竜町内に住宅を新築した場合（建築費が1千万円以上かつ、居住に用する床面積が60㎡以上）	建築代金の1/10を上限200万円まで助成します。 ※町並み整備建築事業、商工業元氣支援応援条例と加算助成します。	まち未来戦略課 まちづくり・ 情報推進係	34 - 7029
町並み整備建築事業	国道275号線／国道233号線／道道94号線沿いの指定された区域内に住宅を建築した場合	建築代金の1/2を上限150万円まで助成します。		

令和8年度 北竜町の支援制度

事業名	対象者	助成内容	お問い合わせ先	電話番号	
中古住宅取得 奨励事業	中古住宅を購入（土地代金を含め100万円以上）し、3年以内に本町に在住することを確約できる方	購入代金の1/10を助成します（限度額100万円）。	まち未来戦略課 まちづくり・ 情報推進係	34 - 7029	
中古住宅改修 奨励事業	購入した中古住宅を改修（改修代金が100万円以上）し、3年以内に本町に在住することを確約できる方	改修代金の1/10を助成します（限度額150万円）。			
住宅用太陽光発電システム等設置補助金	町内住所を有する方、もしくは設置報告書提出時まで住所を有する予定の方で自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム（J=PEAの適合機種に限る）及び定置用蓄電池を設置する方	太陽光発電システム及び蓄電池の設置費用を一部助成します。太陽光発電システムは発電容量1kwあたり7万円（上限28万円）、定置用蓄電池システムは発電容量1kwあたり1万円（上限4万円）。また既存住宅に設置する場合、すべての条件を満たせば補助金額の加算もあります。	建設課建築係	34 - 7034	
地域づくり 人材育成事業	まちづくりに資する人材の育成、イベントの開催などを行おうとする個人および団体	自己負担分の1/2を助成します。	まち未来戦略課 まちづくり・ 情報推進係	34 - 7029	
特殊詐欺対策 自動通話録音機 購入助成事業	助成後、1年以上の居住が見込まれる65歳以上の世帯	一世帯一台まで、5千円を上限として購入額の1/2を助成します。	こども・くらし 応援課 戸籍・町民生活係	34 - 7030	
店舗・ 事務所	新築等 助成事業	店舗／事務所を、町内に新築／増改築した場合	産業課 商工ひまわり 観光・林務係	34 - 7032	
	設備 助成事業	上記に係る備品、機器設備を購入した場合			新築、増改築代金の1/4を助成します（市街地区：新築200万円、増改築150万円限度）（市街地区以外：新築100万円、増改築50万円限度）。
	運転資金 助成事業	上記事業で新たに開業及び廃業する事業を継承した場合			購入代金の1/3を上限100万円まで助成します。
	雇用 助成事業	上記事業により新規雇用を創出する場合			土地／建物の賃借料、光熱水費／備品リース料の経費1/2を上限月額5万円まで、最長2年間助成します。
	雇用定着 助成事業	町内に住所を有する（新たに有する場合も可）15歳～35歳までの者を雇用した場合			雇用保険の被保険者賃金の1/2を上限月額5万円まで、最長2年間助成します。
			雇用保険の被保険者賃金の1/2を上限月額10万円、最長1年間まで助成します。		